

八尾市公共施設清掃業務及び機械警備業務等に係る 入札審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 八尾市公共施設清掃業務及び機械警備業務等に係る入札に関し、透明性、公正性を確保するため、八尾市公共施設清掃業務及び機械警備業務等に係る入札審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 八尾市公共施設清掃業務、八尾市本庁舎警備及び建物総合管理業務に係る入札の参加資格に関すること。
- (2) 八尾市公共施設機械警備業務に係る入札の参加資格に関すること。
- (3) 前号のほか、入札業務に関して委員長が必要と認める事項について審査すること。

(構成)

第3条 委員会の委員長及び委員は次のとおりとする。

委員長 総務部長

委員 人権ふれあい部長、環境部長、副教育長、契約検査課長

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し開催する。

- 2 前項において出席委員数が半数に満たないときは、開催することができない。

(書面等による審査)

第6条 委員長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審査することをもって会議に代えることができる。

(関係職員等の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、関係職員等に会議出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、契約検査課で行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。